

令和5年5月1日

保護者 様

川口市立青木中央小学校

校長 石川 庸子

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策等について ～青木中央小学校対応基準について～

薫風の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解とご支援をいただきありがとうございます。

さて、文部科学省より5類感染症への移行後の学校における感染症対策等について通知がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。つきましては、児童が健康で充実した学校生活を送ることができるよう、ご理解とご協力をお願い致します。

記

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について（5類感染症移行後も継続）

（1） 家庭との連携による児童の健康状態の把握

※欠席・遅刻・早退はフォームスへ入力。出席・体温報告は入力不要

（2） 適切な換気の確保

（3） 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

※感染状況が落ち着いている平時は、これ以外に特段の感染症対策を講じることはしません。

※マスクの着用を求めないことを基本とし、「黙食」は必要ありません。

（校内放送は静かに聞きます。給食準備中と清掃時には、衛生管理の観点からマスク着用）

※地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控え、児童間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する等の措置を一時的に講じます。その際には、児童や保護者の皆様にお知らせします。

2 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には登校をお控えください

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないよう、ご理解ご協力をお願い致します。その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限することはいたしません。また、児童本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を学校側から求めることはいたしません。保護者のご判断でお願い致します。体調が回復してから元気に登校してください。

3 学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項

- ・新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童に対する出席停止の期間は、**「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」**を基準とします。

※無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。

- ・「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ・「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の**翌日から起算**します。
- ・**出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童に対してマスクの着用を推奨**します。ご協力をお願い致します。
- ・児童の間で感染やマスクの着用の有無により差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。
- ・基準より出席停止の期間の短縮は、新型コロナウイルス感染症では、基本的に想定しません。
- ・同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情があり、他に手段がないなど合理的な理由があると校長が判断する場合には、個別にお話を伺わせていただき対応します。

4 濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行いません。従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われなことを踏まえ、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童や学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはしません。

5 臨時休業の範囲や条件について

学級学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者を出席停止等とするとともに、学校医等と相談し臨時休業を検討します。なお、臨時休業等による給食費の返金はありませんのでご承知おきください。